

令和4年度事業計画

新型コロナウイルス感染症収束の兆しが見通せない中、感染リスクを抑えながら社会経済活動の継続を可能とするため、私たちは新しい生活様式を取り入れながら行動をしています。

人口減少、自然災害の激甚化、世界情勢の先行き不透明感、エネルギー価格の急上昇など、エネルギーを取り巻く環境は年々厳しくなっていますが、LPガスは県民生活に欠かせないエネルギーであるため、新年度においても感染症対策を講じつつ、保安の確保と継続的な供給が求められます。

社会インフラを支える役割をしっかりと果たし、県・市町村、県協会支部、中核充填所等が連携し、防災体制の強化を図りつつ県協会の基本活動である保安の確保と安定供給、取引の適正化など、次に掲げる事項を重要課題として事業を展開することといたします。

1. LPガス消費者保安事業

販売事業者セミナーの開催、LPガス安全教室事業の取り組み、高圧ガス防災訓練への参加、LPガス安心サポート推進運動への取り組み、消費者保安月間事業、高圧ガス保安大会への参加、LPガス放置容器の回収事業、地震等災害時に備えるために必要な事業、県や市町村の防災会議等への参加、県市町村との災害時防災協定に伴う支援体制の整備、災害対応型中核充填所等との災害時石油ガス供給連携計画の実施支援、充填事業所における自主保安検査並びに事業所内防災訓練の実施、新型コロナウイルス等の感染症蔓延時における継続供給の対応、支部認定保安機関調査員登録事業など、LPガスに関する一連の保安対策事業を一般社団法人の公益目的事業（継続事業）として実施する。

2. LPガススタンド保安事業

LPガススタンド従事者の保安技術の向上、事故の未然防止を目的に「保安講習会」を開催するとともに、LPガススタンド利用者及び周辺住民の信頼を得ること及びLPガススタンド施設の保安管理の維持向上を図るため「LPガススタンド施設整備・接客および充填作業自主点検チェックシ

ート」の活用など、一般社団法人の公益目的事業（継続事業）として実施する。

3. LPガスお客様相談事業（国庫補助事業）

石油ガス流通合理化対策事業費補助事業に応募し、お客様からの相談対応や、ガスの点検や集金を装い高齢者から現金をだまし取る悪質な犯罪の注意喚起など、埼玉県LPガスお客様相談センター事業を一般社団法人の公益目的事業（継続事業）として実施する。

4. LPガスの取引の適正化の推進

「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（取引適正化ガイドライン）」、業界自主ルール「LPガス販売指針」の再周知を図り、料金請求時の算定根拠の記載、標準的な料金メニューの公表、賃貸集合住宅におけるLPガス料金に関する情報提供等、LPガス料金等の見える化の推進に取り組んでいく。

また、LPガスの悪質な訪問勧誘も依然として続いていることから、公正、公正な競争環境の整備とお客様との信頼関係の強化のために必要な事業を実施する。

5. LPガスの「あ・か・さ・た・な」－需要開発推進運動－

2050年までに温室効果ガスの実質ゼロを目指すカーボンニュートラル宣言がなされた。LPガスは化石燃料の中でも天然ガスとともに燃焼時のCO₂排出量が少なく、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となる重要なエネルギーであり、低炭素、脱炭素社会へ向けてカーボンニュートラルに関する情報を収集・周知し、LPガス事業者が実行可能な対策から取り組んでいくこととする。そのひとつが省エネ性能の高いガス機器の提案であり、高効率なガス機器、より高度な安全装置の付いたガス機器、お客様のニーズに合ったガス機器の紹介などLPガスによる安全・安心で快適な生活の提案活動の推進、地方自治体に対しては平時からのLPガス利用が地域防災拠点の機能強化につながることを地方自治体に提案する「需要開発推進運動」に積極的に取り組む。

6. 安全・安心な街づくりへの協力活動

日常業務に使用する車両等に防犯ステッカー貼付するなどの防犯パトロール活動の実施や、お客様宅での不審な点やガスの使用量等の異変に気付いた場合は電話や訪問にて確認を行い、必要に応じて関係機関と連絡調整を図るなど、「安全・安心な街づくり」に街とくらしを支える地域エネルギー事業者として協力する。

7. 埼玉県LPガス青年委員会事業

全国青年部代表者会議への参加や支部青年委員会との連携のため、青年委員会の自主的な活動を支援する。

8. 広報活動

ホームページを充実強化し会員及びお客様にLPガス関係の情報提供を積極的に実施する。

9. 協会運営の合理化

オンライン会議や電子メール等の活用により、会員事業者の時間の効率的活用及び諸経費の節約を行うと共に、生産性の向上を図るものとする。

10. 受託事業

高圧ガス保安協会液化石油ガス教育事務所

令和4年度オンライン講習

資格取得講習：第二種販売主任者・業務主任者代理者講習

法定義務講習：保安係員（LP）

高圧ガス保安協会埼玉県液化石油ガス設備士試験事務所

筆記試験：令和4年11月13日（日）

技能試験：令和4年12月4日（日）

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団埼玉県支部

LPガス事業者等賠償責任保険・各種特約保険

1 1. 官庁ならびに関係団体等との協力

埼玉県、高圧ガス関係団体等の指導と協力を得て必要な事業を行う。
なお、埼玉県では、災害時における必要な組織及び関係機関が連携する体制の構築（埼玉県版FEMA）を行っていることから、県協会も参加協力をを行うと共に、市町村・消防・警察・水道などの関係機関にLPガスの啓発を行い、併せて、県協会防災体制の改善、強化を行っていくこととする。